

法律コラム：交通事故の損害賠償額（2013.1執筆）

日弁連交通事故相談センター京都支部の示談あっせん担当弁護士として活動しています。また、これまでも交通事故案件の代理人を多数担当してきました。車社会の発展に伴い、交通事故は、ごく普通に日常生活を過ごしている中でも巻き込まれる可能性のある事件です。そこで、万が一の時に備えて、以下のことを知っておいていただければと思います。

交通事故の損害賠償には算定基準が大きく3つ、それぞれ賠償額の低い順から自賠責保険基準、任意保険基準、裁判所基準があります。同じ事故でも適用される基準によって、被害者が受け取る損害賠償額が異なるということです。

交通事故発生後、損害賠償に関する示談交渉が始まります。その中で、加害者は任意保険に加入していて示談交渉をその任意保険会社に一任するケースが多いわけですが、一任された任意保険会社は被害者に対して、任意保険基準で算出した損害賠償額を提示しますから、その提示額は裁判所基準に比べると通常低くなります。この点、示談交渉中、任意保険会社としては支払う損害賠償額を抑えるために裁判所基準に言及しないこともあり、被害者が裁判所基準自体を知らないまま、任意保険基準の損害賠償額で示談成立に至るというケースが散見されています。

しかし、裁判所基準は、過去の判例等を集積した結果ですから、訴訟に至れば被害者は裁判所基準が適用された損害賠償額を受け取ることになりますし、訴訟に至る前の示談交渉の段階でも訴訟を見据えた交渉を行うことで裁判所基準に近い損害賠償額で示談が成立することもあります。

同じ事故について複数の基準があること自体、奇異なように思いますが、このような実情を知っておいていただき、不幸にも交通事故に遭われた際には、一度ご相談いただければと思います。なお、ご自身やご家族が加入されている保険で弁護士費用特約が利用できる場合は、保険で弁護士費用がカバーできますので、是非お確かめ下さい。